

第 1074 号

AFN-1074

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行

葵総合経営センターだより週刊版

H27. 6 / 8 (月)

『27年3月決算期にも計上可 美術品等の減価償却判定FAQ』

昨年末の法人税基本通達等の改正を受け、国税庁は先般「美術品等についての減価償却資産の判定に関するFAQ」を公表した。歴史的価値を有し、代替性のない古美術品、古文書、出土品、遺物等以外の美術品等（絵画、彫刻、工芸品）について、取得価額が1点100万円未満であるものは原則として減価償却資産とされるが、時の経過により価値が減少しないことが明らかであれば非減価償却資産とされる。逆に、100万円以上の美術品等は非減価償却資産として取り扱われるが、時の経過により価値が減少することが明らかであれば減価償却資産とされる。（会館ロビーや葬祭場のホール等の装飾・展示用のものなどが該当）新しい取扱いは27年1月1日以後に取得した美術品等に適用され、27年3月決算期（26年4月1日～27年3月31日）においては、取得の日以後の期間に係る減価償却費の計上が可能。事業年度の中で取得し、事業の用に供した減価償却資産の償却限度額は、当該事業年度の全期間の償却限度額を月数あん分した金額となる。なお、既に取得していた美術品等が改正により新たに減価償却資産に該当することとなった場合は、平成27年1月1日以後で最初に開始する事業年度（適用初年度）から償却が行われる。

『地方創生と中小企業の活力強化 規制・制度改革意見50—日商』

日本商工会議所はこのほど、「2015年度地方創生と中小企業の活力強化のための規制・制度改革の意見50」を、政府の規制改革会議の岡素之議長に提出した。平成27年2月から3月にかけて各地の商工会議所にヒアリングを行い、『地方創生』や『中小企業の活力強化』の現場の声を50項目にまとめたもの。政府に対し、地域や中小企業が取り組む「観光産業の振興」「強い農林水産業づくり」「サービス業の生産性向上」「雇用促進と労働力不足対策」等の分野において、イノベーションや新市場創出につながる規制・制度改革を一層促進するよう求めている。例えば、○国家戦略特区で認められている古民家等を活用した宿泊施設に対する旅館業法の特例措置について、その適用除外となる対象を広げるとともに、全国の希望する地域に拡大すること○水耕栽培用の植物工場について「農地」の地目のままでの建設を認めること○市街地再開発事業における建築物の階数の条件（3階以上）について、都市規模等に応じて緩和すること○円滑な事業承継を推進するため、飲食店を営む者が生前に自分の子に営業を譲渡する場合の手続きを簡素化すること○多様な理・美容ニーズに応えるため「理・美容車」の許可基準のガイドラインを国が作成すること等、提案されている。



21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com